

財政健全化判断比率・資金不足比率

令和6年度決算における西興部村の財政健全化判断比率及び資金不足比率について公表します。

自治体の財政破綻を未然に防ぐため「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成21年4月から全面施行され、この法律に基づいて地方公共団体は、毎年度の決算に基づき、財政の健全度合を指標化した①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率と、⑤資金不足比率をそれぞれ算定し、その内容を監査委員の審査に付し、審査意見を付して議会に報告されます。

令和6年度の決算に基づいた財政健全化判断比率、資金不足比率を公表します。

なお、各用語の解説は後段に掲載しています。

西興部村健全化判断比率

比率の種類	西興部村の比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (注1)	15.00 %	20.00 %
連結実質赤字比率	— (注1)	20.00 %	30.00 %
実質公債費比率	10.5 %	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	— (注1)	350.0 %	

注1): 実質収支(一般会計)は69,610千円の黒字、連結実質収支(一般会計及び各特別会計の合算)は80,083千円の黒字となっており、赤字、連結赤字がないため比率は生じず、また、将来負担についても、将来負担することが確定している債務や負担に対し、これを上回る収入や基金が見込めることから比率が生じないこととなります。

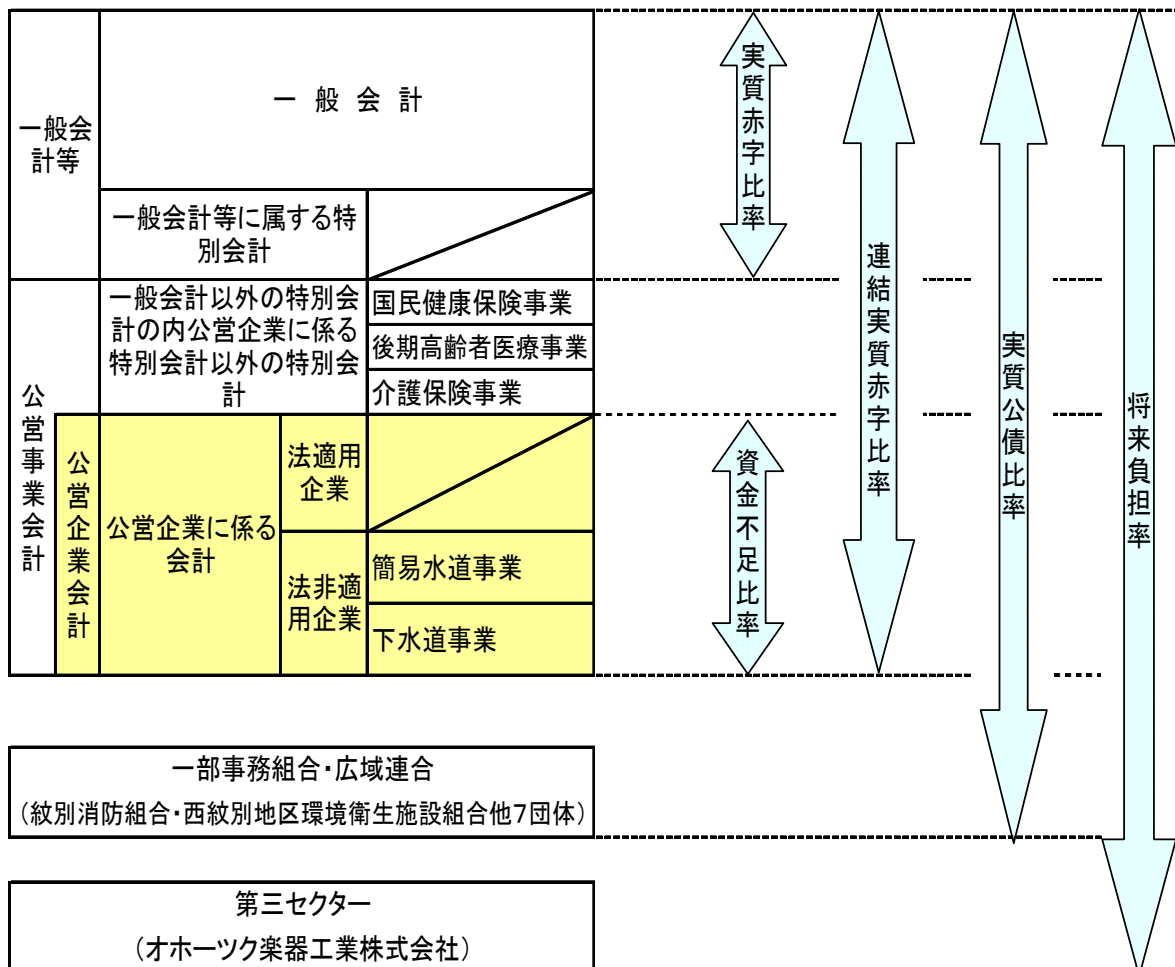
西興部村資金不足比率

公営企業会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
簡易水道事業特別会計	— (注2)	20.00 %
下水道事業特別会計	— (注2)	

注2): 資金不足の状況ではないため、比率が生じないこととなります。

健全化判断比率等の対象について

西興部村の会計区分イメージ



【用語解説】

■早期健全化基準■

健全化判断比率(将来負担率は除く)のいずれかが早期健全化基準以上の場合は、「早期健全化団体」となり財政健全化計画を策定しなければなりません。

財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、知事への報告が必要とされています。道や国はその概要や実施状況を全国に公表することとされています。

知事は、計画の実施状況を踏まえて、財政の早期健全化のために必要な勧告を行い、総務大臣に報告し、公表することとされており、勧告を受けた場合、村長は勧告の内容を議会に報告し、監査委員等に通知しなければならないこととされています。

■財政再生基準■

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合は、「財政再生団体」となり、財政再生計画を定めなければなりません。

財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表します。また、総務大臣に協議し、その同意を求めることができます。財政再生計画を定めている地方公共団体（財政再生団体）は、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表します。なお、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができません。

＝実質赤字比率＝

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すのが「実質赤字比率」です。

＝連結実質赤字比率＝

一般会計から各特別会計までのすべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の深刻度を示すのが「連結実質赤字比率」です。

＝実質公債費比率＝

借入金の返済額及びこれに準じる経費の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すのが「実質公債費比率」です。

＝将来負担比率＝

地方公共団体の一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担など、現時点の債務などの程度を指標化し、将来の財政を圧迫する可能性について示すのが「将来負担比率」です。

■経営健全化基準■

資金不足比率が経営健全化基準以上の公営企業会計は、経営健全化計画を定めなければなりません。

経営健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、知事への報告が必要とされています。

＝資金不足比率＝

公営企業ごとの資金不足額を、事業規模に対して指標化し、経営状況の深刻度を示すのが「資金不足比率」です。